

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）業務の開始にあたり、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. あなたのお住まいの地域を担当する地域包括支援センター

センター名称	本庁第二地域包括支援センター	介護保険指定事業所 番号	(横須賀市指定) 番号 1401900087
所在地 (連絡先)	横須賀市三春町2丁目12番地 電話046-824-3253 FAX046-824-3263		
管理者名	主任介護支援専門員 藤倉 ゆみ子	職員体制	管理者・看護師・社会福祉士・ 介護支援専門員・事務員
営業日	① 月曜日～金曜日 ② 土曜日 祝祭日・12月29日～1月3日を除く	営業時間	① 8:30～17:00 ② 8:30～12:00
通常の事業の 実施地域	日の出町、米が浜通、平成町、安浦町、三春町、富士見町、田戸台、深田台、 望洋台、佐野町		
業務の概要等	包括的支援事業、指定介護予防支援事業、その他の地域支援事業		
第三者評価の 実施	有 実施した直近の年月日 () 実施した評価機関 () 評価結果の開示状況 ()	無	

法人名称	(公財)横須賀市健康福祉財団	代表者名	理事長 永妻 和子
所在地 (連絡先)	横須賀市三春町2丁目12番地 電話046-824-3253 FAX046-824-3263		

2. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所

事業所の名称	本庁第二地域包括支援センター	介護保険指定事業所番号	(横須賀市指定) 番号 1401900087
所在地 (連絡先)	横須賀市三春町2丁目12番地 電話046-824-3253 FAX046-824-3263		
代表者名	理事長 永妻 和子		
担当者名			
営業日	① 月曜日～金曜日 ② 土曜日 祝祭日・12月29日～1月3日を除く	営業時間	① 8:30～17:00 ② 8:30～12:00

3. 運営方針

- ① 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所（以下「地域包括支援センター等」という。）の職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮し、介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス（以下「サービス事業」という。）等の提供がされるよう支援します。
- ② 介護予防支援等の実施にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整します。この際に、利用者は、複数の事業所の紹介を求めることや、ケアプラン原案に位置付けたサービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- ③ 介護予防支援等の実施に当たり、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
 - ・利用者が入院することがありましたら、入院時に担当する地域包括支援センター等職員の氏名等を入院先の医療機関に伝えてください。
- ④ 地域包括支援センター等では、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について職員に周知し、また職員に対し研修を定期的の実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者をおくなど必要な措置を講じています。
- ⑤ 地域包括支援センター等では、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的に開催し、また職員に対し研修及び訓練を定期的の実施するなど必要な措置を講じています。
- ⑥ 地域包括支援センター等では、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的の実施し、感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じています。
- ⑦ 地域包括支援センター等では、職場や訪問先でのハラスメントの発生又は再発を防止するための指針を整備するとともに、相談・対応体制の整備（当事者の保護含む）及びマニュアルを併せて整備し、また研修を実施するなど必要な措置を講じています。

4. この契約の趣旨について

- ① 今回の介護保険認定において「要支援1」「要支援2」という区分に該当された方は、心身の状況に応じて、「介護予防支援サービス」及びサービス事業（以下「介護予防支援サービス等」という。）をご利用いただくことになります。
- ② 今回の基本チェックリストの実施において基準に該当し「事業対象者」と判定された方は、心身の状況に応じて、「サービス事業」をご利用いただくことになります。
- ③ 介護予防サービス等の利用にあたっては、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント（以下「ケアプランという」）の作成等を行う必要があります。これらの業務は「地域包括支援センター」と契約を締結して作成することになります。また、介護予防支援の

指定を受けた居宅介護支援事業所と契約を締結して作成することもできます。

- ④ あなたは、地域包括支援センターと介護予防支援等の業務について契約を締結しますが地域包括支援センターは居宅介護支援事業所に次の業務を委託又は代行させることができます。また、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所と契約を締結することで事業所を変更することができます。

ア 介護予防支援等に係る業務の委託

イ 利用者と地域包括支援センターの契約締結の代行

5. 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 地域包括支援センター等は、介護予防支援サービス等を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことはしません。この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続するものとします。
- ② 地域包括支援センター等は、地域包括支援センター等の職員であった者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を洩らすことのないよう地域包括支援センター等の職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持することを地域包括支援センター等の職員との契約とします。
- ③ 地域包括支援センター等は、利用者から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当学会等において利用者及びその家族の個人情報を用いません。
- ④ 地域包括支援センター等は、利用者及び家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝達情報を含む）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

6. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務に関する相談・苦情について

【地域包括支援センターの窓口】 本庁第二地域包括支援センター	所在地 横須賀市三春町2丁目12番地 電話番号 046-824-3253 ファックス番号 046-824-3263 受付時間 8:30～17:00（月～金）8:30～12:00（土）
【委託を受けた居宅介護支援事業所の窓口】	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間
【公的団体の窓口】 横須賀市民生局福祉こども部 介護保険課給付係	所在地 横須賀市小川町11番地 電話番号 046-822-8253 ファックス番号 046-827-8845 受付時間 8:30～17:15（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045-329-3447 受付時間 8:30～17:15（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

7. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容および利用料等

介護予防支援の内容	介護保険適用の有無	1ヶ月当たりの利用料
① アセスメントの実施 ② ケアプラン原案の作成 ③ サービス担当者会議の開催 ④ ケアプラン原案の説明及び利用者からの同意 ⑤ ケアプランの交付 ⑥ 利用者、サービス提供事業者等との連絡調整 ⑦ モニタリング ⑧ 評価 ⑨ 給付管理業務 ⑩ 要介護・要支援認定等の申請に対する協力、援助 ⑪ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する相談業務 ⑫ 前各号に掲げる業務の実施に際して地域包括支援センターが必要と認める業務	①～⑫は、一連業務として介護保険又は地域支援事業の対象となるものです。	介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント料 ■初回の利用月 月額 8,043 円 ■2ヶ月目以降 月額 4,791 円

【ご注意】

- ※ 介護保険給付、地域支援事業費の支給又は生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の料金にかかる利用料は不要です。
- ※ ただし、介護保険給付が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を横須賀市の窓口に提出すると払い戻される場合があります。

8. 介護予防サービス等のご利用にあたってのご注意

① 「要支援1」「要支援2」の方へ

ア 福祉用具の貸与については、「要支援1」「要支援2」の方は、下記の福祉用具が保険給付の対象外となり、ご利用いただけません。

ただし、「日常的に起き上がりが困難」「日常的に寝返りが困難」など、国が定める条件を満たす方及び「例外給付の対象とすべき事案」に該当する方については、例外的に利用が認められています。

《保険給付の対象外となる福祉用具》

- 特殊寝台(付属品含む) ■車いす(付属品含む) ■床ずれ防止用具と体位変換器
- 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)
- 認知症老人徘徊感知機器 ■移動用リフト(つり具を除く)

イ 介護予防通所リハビリテーション、現行相当の通所介護及び現行相当の訪問介護は、同時に複数事業所のサービスを受けることができません。

② 「事業対象者」の方へ

ア 介護予防給付のサービスはご利用いただけません。現行相当の通所介護、現行相当の訪問介護及び訪問型短期集中予防サービス、住民主体型訪問サービスがご利用いただくことができます。

イ 現行相当の通所介護及び現行相当の訪問介護は、同時に複数事業所のサービスを受けることができません。

③ 禁止行為

ア 利用者又はその家族などによる次の行為を禁止します。

(1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

(2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

(3) 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

イ 上記の行為が認められた場合は、契約書第4条2（1）に定める不信行為に当たるものとして、契約を解約することがあります。

9. 事故発生及び緊急時の対応について

① 当地域包括支援センター等は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族に連絡を行うとともに、かかりつけ医への連絡など必要な措置を講じます。

② 当地域包括支援センター等は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録します。

③ 当地域包括支援センター等は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

地域包括支援センターの担当職員（又は居宅介護支援事業所の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3ヶ月に1回となります。

（サービス提供開始月の翌月から起算して、3ヶ月に1回が訪問のめやすになります。また、情報通信機器等を活用する場合、訪問が6ヶ月に1回となる場合があります。）

ただし、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援等の業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

11. 非常災害時

非常災害の際、事業所の滅失や重大な毀損^きなどにより、利用者に対する介護予防支援サービスの提供が不可能になる場合があります。

- (1) 自然災害（地震・津波・台風・大雨・洪水・大雪等）
- (2) 交通災害（道路の破損・工事等）

12. その他

地域包括支援センターの担当職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、固くご辞退申し上げます。